

熊生環第167号  
令和7年3月6日

熊本県公安委員会事務専決規則の一部改正について（通達）

「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点について（通達）」（令和5年7月3日付け警察庁丙企画発第29号）別添「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点」において、都道府県警察における許可等関係事務の業務集約が重点事項とされている。

今般、業務の合理化・効率化及び警察署の負担軽減を図ることを目的とし、生活安全部における一部の許可等事務について、その審査機能を警察本部へ集約することとした。

これに伴い、別添のとおり熊本県公安委員会事務専決規則（平成12年熊本県公安委員会規則第8号）の一部を改正し、令和7年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 熊本県公安委員会規則第5号

熊本県公安委員会事務専決規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月6日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

### 熊本県公安委員会事務専決規則の一部を改正する規則

熊本県公安委員会事務専決規則（平成12年熊本県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表の13の項中

第7条第1項	風俗営業の相続承認申請の受理及び相続承認に 関すること（第31条の23において準用する場合 を含む。）。	を
--------	------------------------------------------------------------	---

第7条第1項	風俗営業の相続承認申請の受理に 関すること（第31条の23において準用する場合を含む。）。	に改め、同表の28
	風俗営業の相続承認に 関すること（第31条の23 において準用する場合を含む。）。	

の項中

第4条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可に 関すること（ライフル銃に係るもの並びに散弾銃、空氣銃 及びクロスボウの新規許可に係るものに限 る。）。	を
	銃砲等又は刀剣類の所持の許可に 関すること（ライフル銃に係るもの並びに散弾銃、空氣銃 及びクロスボウの新規許可に係るもの除去 く。）。	

第4条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可に 関すること。	に、
--------	---------------------------	----

第5条の3第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付申請の受理に関する事項（第5条の4第3項において準用する場合を含む。初心者に係るものに限る。）。
	講習修了証明書の書換え又は再交付申請の受理に関する事項（第5条の4第3項において準用する場合を含む。経験者に係るものに限る。）。

を

第5条の3第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付に関する事項（第5条の4第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）。
----------	-------------------------------------------------------------------------------

に改め、同表の28

の第9条の5第2項の項中「認定証」を「教習資格認定証」に改め、同表の28の第9条の5第4項の項を削り、同表の28の第9条の10第2項の項中「練習資格認定証」を「練習資格の認定及び練習資格認定証」に改め、同表の28の第9条の10第3項の項を削り、同表の28の項中

第9条の14第3項	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付に関する事務。
	年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の委託に関する事務。

を

第9条の14第3項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の委託に関する事務。
-----------	-------------------------------------

に改め、同表の30

の項中

第22条	講習修了証明書の再交付又は書換えの申請の受
------	-----------------------

理に関するここと（第25条、第56条、第70条及び第82条において準用する場合を含む。初心者に係るものに限る。）。	を
講習修了証明書の再交付又は書換えの申請の受理に関するここと（第25条、第56条、第70条及び第82条において準用する場合を含む。経験者に係るものに限る。）。	

「	第22条	講習修了証明書の書換え又は再交付の申請の受理に関するここと（第25条、第56条、第70条及び第82条において準用する場合を含む。）。	に改め、同表の31
---	------	--------------------------------------------------------------------	-----------

の第13条の項中「指定射撃場指定書」を「指定射撃場指定申請書（添付書類を含む。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。